

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|-------------------|
| 許認可等の名称 | 道路管理者以外の者が行う工事の承認 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 道路法第 24 条 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|-------------|---|
| 基 準 規 定 | 道路法第 24 条 道路法施行令第 3 条 |
| 審 査 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>道路管理者以外の者は、道路法第 1 2 条、第 1 3 条第 3 項、第 1 7 条第 3 項又は第 1 9 条から第 2 2 条の 2 までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について、次に掲げる基準及び別に定める基準により承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。</p> <p>(1) 施行後の地盤面（自動車乗入部を除く。）は、現状又は将来計画に基づく道路の路面形状及び横断勾配等に合せて水たまり等が生じないようにすること。</p> <p>(2) 私有地内の雨水、汚水等については、工事により設置した道路敷内の側溝等に流入させないようにすること。</p> <p>(3) 私有地内の適当な位置（自動車乗入部を除く。）に駒止め等を設置し、駐車した自動車等が道路敷を侵すことのないようにすること。</p> <p>(4) 側溝等を設置する場合は、種類、構造、断面、渠底勾配等が周囲の既施設及び将来計画と合致するようにすること。</p> <p>(5) 自動車乗入部を設置する場合は、次に掲げる場所以外に設置するものとし、その構造等は別に定めるところによること。</p> <p>ア 交差点の車道の外側線から 1 5 メートル以内及び曲り角から 8 メートル以内</p> <p>イ 横断歩道（歩道橋を含む。）の外側から 5 メートル以内</p> <p>ウ バス停留所及び踏切の付近</p> <p>エ 車庫又は自動車の駐車する余地が確保されていない土地</p> <p>オ その他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を及ぼすおそれのある場所</p> <p>(6) 前各号に定める工法等により難しい場合は、別に指示をする工法等によること。</p> |
| 参 考 資 料 | |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>■設定 □未設定</p> <p>3 0 日</p> |

| | |
|-------|-------------------|
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|----------------------|
| 許認可等の名称 | 道路の占用の許可、変更の許可 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 道路法第 32 条第 1 項・第 3 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|---------|---|
| 基 準 規 定 | 道路法第 32 条～第 35 条 道路法施行令第 7 条～第 15 条 道路法施行規則第 4 条の 3～第 4 条の 4 の 9 美郷町道路占用規則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条 |
| 審 査 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>I 一般基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路の敷地外に余地がなく、真にやむを得ない場合に限り、道路の占用を認めるものとする。 2. 占用物件は、倒壊、破損、落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼさない堅固な構造とすること。 3. 冬期間の積雪を考慮した構造とし、落雪等のおそれがある場合は、必要に応じ防護策を施すこと。 4. 赤、青及び黄の濃色で交通信号機、消防施設の色彩と紛らわしいものは、使用しないこと。 5. 交通、地先及び居住者等の支障とならない場所に設置すること。 6. 街路樹又は他の占用物件等に影響を及ぼさない場所に設置すること。 7. 道路の交差点及び消火栓から 10メートル以上、横断歩道から 5メートル以上離して設置すること。 8. 道路標識、消防施設等の効用を妨げない場所に設置すること。 9. 道路を横断して埋設する場合は、斜横断としないこと。 <p>II 特定基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路法第 32 条第 1 項第 1 号該当 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電柱等 <ol style="list-style-type: none"> ア 原則として法面に設置すること。 イ 法面のない道路については、路端寄りに設置すること。ただし、歩車道の区別のある道路でやむを得ない場合には、歩道の車道寄りに設置することができる。 ウ 歩車道の区別のない道路については、対側の占用物件との距離を 8メートル以上とすること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所においては、この限りでない。 (2) 地上電線 |

地上電線の高さは、路面から5メートル以上の距離を保つこと。ただし、やむを得ない場合は、4.5メートル以上、歩車道の区別ある道路の歩道上においては、2.5メートル以上とすることができる。

(3) 街灯

ア 柱の位置は、電柱の占用に準ずること。

イ 街灯の高さは、路面から5メートル以上とすること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、2.5メートル以上とすることができる。

ウ 形状、色彩等は、原則として同一にすること。

(4) 地下電線等

ア 地下電線は、車道（歩車道の区別のない道路にあつては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部。以下同じ。）以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、やむを得ない場合は、車道に埋設することができる。

イ 地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあつては道路の舗装の厚さ（路面から路盤最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以下、歩道の地下にあつては0.6メートル以下としないこと。

ウ マンホール等のふたの高さは、路面と同一面かつ同一勾配とすること。

(5) 郵便差出箱等

ア 歩車道の区別のある道路では、歩道上の路端寄りに設置すること。ただし、歩道幅員を1.5メートル以上確保しなければならない。

イ 歩車道の区別のない道路においては、路端寄りに設置すること。ただし、ポール式のものについては、電柱の場合に準じて設置すること。

(6) 公衆電話所

ア 歩車道の区別のある道路の歩道上に設ける場合は、ポール式以外のものは認めないものとし、設置の方法は、郵便差出箱等の場合に準ずること。

イ 歩車道の区別のない道路においては、郵便差出箱等の場合に準ずること。

2. 道路法第32条第1項第2号該当

(1) 水管、下水道管、ガス管等

ア 水管、ガス管等の本線を埋設する場合は、歩道又は路端寄りとすること。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

イ 水管又はガス管の頂部と路面との距離は、車道の地下にあつては道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以下、歩道の地下にあつては0.6メートル以下としないこと。

ウ 下水道管の本線を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、1メートル以下としないこと。

エ 下水道管の本線以外の線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあつては道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以下、歩道の地下にあつては0.6メートル以下としないこと。

オ マンホール等のふたの高さ等は、地下電線の場合に準ずること。

3. 道路法施行令第7条第2号該当

(1) 工事用板囲い、足場等

ア 工事用板囲い及び足場のための占用は、原則として、占用幅員0.5メートルを超えない場合に限り認めるものとする。

イ 道路の上空に設ける工事用詰所については、歩車道の区別のある道路の歩道上に限り認めるものとする。

ウ 路面上の板囲い、足場等には、歩行者等の通行の安全のための措置を必ず施すものとする。

(4) 広告物の添加及び塗装による広告は、認めないものとする。

4. 道路法施行令第7条第3号該当

(1) 工事中材料置場等

ア 原則として法面に置くこと。

イ 長期にわたる占有は、認めない。

ウ 材料が散乱して交通に支障を及ぼさないようバリケード等で囲い、夜間の照明設備等を施すこと。

5. 電線、水道管、ガス管等の橋梁添架

(1) 木橋には、新たな添架占有は原則として認めない。

(2) 新設橋梁に添架する場合は、原則として橋りょう工事と同時に施行すること。

○美郷町道路占有規則

(許可申請又は協議)

第2条 法第32条第1項の規定により許可申請を道路占有許可申請(協議)書(様式第1号)及び占有期間満了に伴う道路占有許可申請書(様式第2号)によって町長に提出しなければならない。この場合において、道路の占有を継続する場合、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 占有区域及び付近を表示した位置図
- (2) 占有面積実測図及び占有箇所の道路横断面図
- (3) 工作物、物件又は施設の設計書、構造図
- (4) 工事方法の仕様書
- (5) 利害関係者の同意書

2 道路を占有掘削する場合、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 占有区域及び付近を表示した現状平面図(縮尺500分の1)
- (2) 占有掘削面積、実測図及び占有箇所の道路横断面図
- (3) 工作物、物件又は施設の設計書、構造図
- (4) 占有箇所の掘削工事復旧方法書
- (5) 掘削工事方法の仕様書
- (6) 利害関係者の同意書
- (7) 町長が必要とする関係書類

(占有変更許可の申請)

第3条 法第32条第3項の許可を受けようとする者は、道路占有(期間・目的・方法・工作物)変更許可申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。この場合において、添付すべき書類について前条の規定を準用する。

(占有許可基準)

第4条 占有の許可は、道路法施行令(昭和27年政令第479号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)、車両制限令(昭和36年政令第265号)等に基づいて町長が行うものとする。

(申請の競合した場合の取扱い)

第5条 同一の場所について2人以上の者から占有許可の申請があった場合には、次に掲げるところによる。

- (1) 申請書を受理した日が異なるときは、先に受理した申請について許否を定める。
- (2) 申請書を受理した日が同じであるときは、この全部について総合審査のうえ、許否を定める。

| | |
|-------------|-------------|
| 参 考 資 料 | |
| 標 準 処 理 期 間 | ■設定 □未設定 |
| | 30日 |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成27年10月31日 |

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|--------------------|
| 許認可等の名称 | 入札占用計画の変更の認定 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 道路法第 39 条の 6 第 1 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|-------------|--|
| 基 準 規 定 | 道路法第 39 条の 4 第 1 項第 1 号・第 2 号・第 3 号、第 39 条の 6 |
| 審 査 基 準 | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1 法第 39 条の 5 第 1 項の規定による認定を受けた者（「認定計画提出者」）は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。 2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従って入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。 3 道路管理者は、第 1 項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が次の①から③までのいずれにも該当すると認めるときは、1 の規定による認定をするものとする。 ① 当該入札占用計画が入札占用指針に照らし適切なものであること。 ② 当該入札対象施設等のための道路の占用法第 32 条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項について第 33 条第 1 項の政令で定める基準に適合するものであること。 ③ 当該入札対象施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。 |
| | 参 考 資 料 |
| 標 準 処 理 期 間 | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 60 日 |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|------------------------|
| 許認可等の名称 | 占用入札を行った場合における道路の占用の許可 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 道路法第 39 条の 7 第 2 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|-------------|---|
| 基 準 規 定 | 道路法第 39 条の 7 第 1 項・第 2 項・第 5 項 |
| 審 査 基 準 | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1 認定計画提出者は、法第 39 条の 5 第 1 項の規定による認定を受けた入札占用計画（変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。）に従つて入札対象施設等を設置しなければならない。 2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。 3 法第 39 条の 5 第 1 項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可の申請をすることができない。 |
| | |
| 参 考 資 料 | |
| 標 準 処 理 期 間 | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 30 日 |
| | |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|--------------------|
| 許認可等の名称 | 限度超過車両の通行許可 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 道路法第 47 条の 2 第 1 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|-------------|---|
| 基 準 規 定 | 車両制限令第 5 条、第 6 条、第 7 条 |
| 審 査 基 準 | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 沿道地域に商用その他の目的で出入りする特殊な車両であって、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができないものその他これらに準ずるやむを得ない事由があるものに限り許可を行う。この場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附するものとする。申請を受けた場合は、次の内容等を審査する。 (1) 申請に係る車両の構造又はその車両に積載する貨物が特殊であるため、やむを得ないと認められるものであること。 (2) 申請に係る車両が、車両制限令第 5 条から第 7 条までに規定する基準に適合しないこと。 (3) 申請に係る車両が他の車両に与える影響等を考慮のうえ、運行経路に係る道路について個々に道路の構造に与える影響を照査、計算、試験等の方法に基づいて審査する。 (4) 申請に係る車両の運行期間、運行時間等が適切であるか、道路の構造及び他の車両に与える影響を考慮のうえ審査する。 (5) 申請に係る車両の運行経路に係る道路について、長期間にわたり運行の禁止又は制限が実施されているかを審査する。 |
| | |
| 参 考 資 料 | |
| 標 準 処 理 期 間 | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 30 日 |
| | |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|--------------------------|
| 許認可等の名称 | 自動車専用道路との連結・交差の許可、変更の許可 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 道路法第 48 条の 5 第 1 項・第 3 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|---------|---|
| 基 準 規 定 | 道路法第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 48 条の 5 道路法施行令第 19 条の 16 道路法施行規則第 4 条の 13 の 3、第 4 条の 13 の 4 |
| 審 査 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>1 ①から④までに掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可（以下「連結許可」という。）を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。</p> <p>① 道路等（軌道を除く。）</p> <p>② 当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設</p> <p>③ 前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの（①に掲げる施設を除く。）</p> <p>④ 前三号に掲げるもののほか、当該自動車専用道路の道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める施設</p> <p>2 自動車専用道路の道路管理者は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他道路管理者である地方公共団体の条例で定める場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。</p> <p>1 ①の施設 当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。</p> <p>1 ②～④の施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。</p> <p>（連結位置に関する基準）</p> <p>当該自動車専用道路の構造及び交通の状況その他当該自動車専用道路及び周辺の状態を勘案して、当該自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのない位置であることとする。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>(施設の構造に関する技術的基準)</p> <p>① 利便施設等にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 関係法令の規定を遵守するものであること。</p> <p>ロ 自動車専用道路及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>ハ 当該利便施設等の利用者の安全かつ円滑な通行を確保するものであること。</p> <p>② 通路等にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅員、線形、勾配その他の構造が、自動車専用道路の構造及び交通の状況その他当該自動車専用道路及び周辺の状況を勘案して、当該通路等の連結によつて自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>ロ 利便施設等の規模、用途その他の状況に応じて自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすことがないように、必要な規模及び適切な構造の駐車場を当該通路等に設けること。</p> <p>3 連結許可を受けた1②から1④までの施設の管理者は、当該施設の構造について変更（幅員、線形若しくは勾配又は駐車場の規模若しくは構造の変更を伴わない通路等の構造についての変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> |
| 参 考 資 料 | |
| 標 準 処 理 期 間 | <p><input checked="" type="checkbox"/>設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>90日</p> |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|----------------------|
| 許認可等の名称 | 区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 道路法第 91 条第 1 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|-------------|---|
| 基 準 規 定 | 道路法第 91 条第 1 項 |
| 審 査 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>1. 次に掲げる事項等を総合的に判断し、道路工事の施行上著しい支障を及ぼさない場合に許可することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該道路工事の施行時期 ・当該道路予定区域の権原の取得の時期及び方法 ・当該道路予定区域の形質変更又は当該工作物の新築等の内容（構造、移転除去の難易度等を含む。）及び期間 ・当該道路予定区域の従来の利用方法 <p>2. 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げる場合には原則として許可するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害のため必要な応急措置として行う工作物の大修繕等並びにこのために行う土地の形質変更 ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の新築等又は土地の形質の変更 ・既存の工作物の管理のために必要な土地の形質の変更 ・現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために必要な土地の形質の変更 |
| 参 考 資 料 | |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>■設定 □未設定</p> <p>90 日</p> |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|------------------------|
| 許認可等の名称 | 道路予定区域における占用許可、占用の変更許可 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 道路法第 91 条第 2 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|-------------|--|
| 基 準 規 定 | 道路法第 32 条～第 35 条 道路法施行令第 7 条～第 15 条 道路法施行規則第 4 条の 3～第 4 条の 4 の 9 |
| 審 査 基 準 | ■設定 □未設定 |
| | 道路法第 32 条第 1 項・第 3 項に基づく道路の占用の許可、変更の許可に準ずる。 |
| 参 考 資 料 | |
| 標 準 処 理 期 間 | ■設定 □未設定 |
| | 30 日 |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |